

第1回世田谷区子ども・子育て会議議事録

日 時

令和4年6月1日(水) 9:30~

場 所

世田谷区役所第2庁舎4階 区議会大会議室

出席委員

森田会長、池本委員、久保田委員、佐藤委員、米原委員、飯田委員、松田委員、吉原委員、布川委員、金子委員、大東委員、飯塚委員、高島委員、久米委員

欠席委員

天野副会長、普光院委員、久芳委員、呉委員

事務局

保坂区長、柳澤子ども・若者部長、和田保育部長、嶋津子ども・若者支援課長、須田児童課長、小松子ども家庭課長、木田児童相談支援課長、伊藤保育課長、松岡保育認定・調整課長、志賀保育運営・整備支援課長、宮本健康推進課長、毛利教育指導課長、本田乳幼児教育・保育支援課長、宮川障害施策推進課長、大里子ども家庭支援課長

資 料

- ・資料1 子ども・子育て支援事業計画見直し部会の検討状況について
- ・資料2 令和4年度保育待機児童等の状況について
- ・資料3 「保育施設への支援・指導のあり方検討会」の設置について
- ・資料4 放課後児童健全育成事業の運営方針(素案)等の検討状況等について
- ・資料4 放課後児童健全育成事業の運営方針(素案)等の検討状況等について
- ・資料5 多胎児を育てる家庭への支援事業のさらなる拡充について
- ・子ども条例パンフレット

議事

嶋津課長

それでは、皆さん、お待たせいたしました。定刻になりましたので、今期の第1回子ども・子育て会議を開会いたします。

本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。また、改めまして、委員に御就任いただき重ねて御礼申し上げます。私は、本日、議事に入るまで進行を務めさせていただきます子ども・若者支援課長の嶋津と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策としまして、このとおりマスクの着用及びマイク使用時の消毒に御協力をお願いしたいと思っております。また、Zoomを使用しての会議とさせていただきますので、御協力をよろしくお願ひいたします。なお、本日、Zoomで御参加いただく委員の皆様は、佐藤委員、米原委員、松田委員、大東委員、飯塚委員、高島委員でございます。

本日は欠席の連絡を4名の方から御連絡いただいております。本日は所用のため、天野委員、普光院委員、久芳委員、呉委員より、御欠席の御連絡をいただいております。

続きまして、資料の配付を確認させていただきます。本日は、机上に委員名簿を差し替えということで配付しております。Zoomの皆様には今朝ほどメールでお送りさせていただいているかと思ひます。それから、資料1から5と、子ども条例のパンフレットでございます。資料に不足等、ございませんでしょうか。

それでは、開会に当たりまして、区長の保坂より御挨拶をさせていただきます。保坂区長、よろしくお願ひいたします。

保坂区長

皆様おはようございます。世田谷区長の保坂展人です。

本日は、世田谷区の政策の大変重要な位置を占める、「子どもが輝く参加と協働のまち」というふうに銘打っております子ども・子育て会議、子ども・若者支援について、時宜にかなった議論をこれからしていただきたいと思ひます。

まずは森田会長に当たりましては、東洋大学の名誉教授に就任されたということでございまして、おめでとうございます。また、新しい委員として、金子貴昭さん、飯塚麻耶さん、それぞれ参加をいただいております。よろしくお願ひします。

さて、世田谷区では子ども・子育て応援都市宣言、これはちょうど保育園をつくろうにも周辺住民の反対もあって苦勞していた時期に、もう一度、子どもの居場所や保育、あるいは遊び場というところを地域社会

が大切にしていける、そういう地域づくりをしていきますよという一種のマニフェストのような宣言でございました。それからはや7年ほどたちまして、当時大変苦労していた待機児童対策についても令和2年4月に待機児童ゼロを達成いたしました。もちろん身近なところに保育園がまだないという声はございますけれども、逆に保育園がこの10年でかなり増えたので、ゼロ歳児、1歳児のところでは体制を組んで待っているけれども入園者が予定より少ないと、特にこの2年間はコロナということもあったので、いわゆるサステナブルに保育という場が継続していけるのかどうか、その際、区立保育園の役割はどうかというような議論も起きておられます。

また、幼児教育、保育の無償化に伴って、やはり私立幼稚園を中心にたくさんのお子さんを預かり育てていただいていますけれども、一方で、医療的ケアなどの障害を抱える、課題を抱えるお子さんを区立保育園が受け止めているという現状もございます。子どもの人口が84万人と、急坂を転げ落ちるようにどんどん減ってきています。その中で世田谷区はこの10年で見れば、最初の六、七年はそれでも比較的に子どもが増えているという状況でございましたけれども、ここへ来て、やはり全国的な少子化の波をかぶる形、また、コロナの様々な経済的な厳しい環境等で子育て家庭がさらに郊外にお引越されするというようなことも現に出てきておられます。

人口推計を行いながら、この先の区の基本計画をつくるわけで、実は子ども・子育て支援でどこまで徹底的な社会政策を取るのかによって、子どもの出生数、子育てを考える御家庭が流入するということが流山市や明石市では起きていますが、人口統計の世界では、そういった社会政策を加味して人口を推定するということはほとんど議論されていない状態です。ここ3年コロナの影響もあってどんどん子どもが少なくなっていけば、以後10年の人口推計でも、この先ずっと減り続けていくというふうに出すことになってしまうわけですが、これは間違いだと考えておられます。

子ども・子育てを徹底的に支援するのかということが肝要であって、子ども・子育て応援都市宣言のバージョンアップ、子ども・子育てに関わる総合的なビジョンをぜひ描いて、世田谷区自体がどういう方向に進むんだということをここでしっかり議論していただき、とりわけ妊娠時から、出産、乳幼児期、子育ての孤独、孤立も現に続いているわけで、ネウボラというのを世田谷区でつくっていますが、それをより細やかにしていきたいと考えておられます。児童福祉施設の新しい類型として、生

まれたばかりの赤ちゃん、あるいは生まれる手前の母子保健を基軸にした、例えば赤ちゃん館とか、産後ケアハウスとか、そういうものがないかというようなこともぜひ皆様の御意見を聞いていきたいところでございます。そういった中で、子ども・子育て会議の皆様には、世田谷区の10年後、ちょうど区制90周年が今年でございますが、区制100年を迎えるこれからの10年、どういった子育て環境の進展、充実があり得るのか、重要な分岐点にいると私は思っております。そして、児童相談所を開設したということはやはりこの10年の中で最も大きな行政的な出来事だと思います。総勢170人の職員を抱えて、一時保護所と児童相談所が今日もあり、子ども家庭支援センターが各地域にあるという形を取ってございます。この中で、初めて児童福祉法の中に子どもの権利がようやく入ってくるという入り口に我々は立っていると考えております。

児童養護施設や里親の元で育った若者たちも随分活躍してくれるようになりました。世田谷区としては進学する子どもたちに加えて、働いて、しばらく自己形成しようという子どもたちも支えていきたいと思っております。

これらの議題について、この場でどうぞ皆さんに深めていただきたいと思っております。本日はよろしくお願ひいたします。

嶋津課長

保坂区長、ありがとうございました。区長におかれましては、公務のため、次第の議事(1)が終わりましたら御退席となります。

続きまして、新規委員の紹介をさせていただきます。お手元に世田谷区子ども・子育て会議委員名簿を配付させていただいておりますので、そちらを御覧ください。新規委員のお2人のお名前を読み上げさせていただきますので、挙手をお願いいたたく存じます。

まずは世田谷区私立幼稚園協会から金子貴昭委員。続きまして、世田谷区立幼稚園・こども園PTA連絡協議会会長、飯塚麻耶委員はZoomでの参加ということでございます。

続きまして、本日は第1回目の会議となりますので、子ども・若者部の組織改正と、異動があった区管理職について御紹介をさせていただきます。

まず、子ども・若者部の組織改正について御説明いたします。子ども・若者部は、昨年度まで、子ども育成推進課、児童課、子ども家庭課、若者支援担当課、児童相談支援課の5課体制で運営してまいりました。令和4年度からは若者支援施策までを一体的に進めるということで、子ども育成推進課と若者支援担当課を1つの課に統合いたしまして、子ど

も・若者支援課と課名を改めております。また、せたホッとを担当しております子どもの人権擁護担当を子ども家庭課から子ども条例を担当している子ども・若者支援課へ移管し、これも一体的に推進してまいりたいと考えております。今後は4課で今まで以上に協力、連携しながら、子ども・若者、子育て家庭を支える環境のさらなる充実に取り組んでまいります。

続きまして、異動管理職の紹介をいたします。まず最初で恐縮ですが、子ども・若者支援課長の嶋津です。どうぞよろしくお願いいたします。続きまして、子ども家庭課長、小松でございます。保育課長、伊藤でございます。保育認定・調整課長、松岡でございます。また、今年度より障害施策推進課長、宮川が出席させていただいております。

それでは、この後の議事につきまして、森田会長、進行のほうをよろしくよろしくお願いいたします。

森田会長

皆さん、おはようございます。それでは、本年度に入りまして第1回ということで、少し委員の方も変わられましたけれども、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

まず、議事1ですが、昨年度、1つ部会を設けて、かなり議論をしてまいりました。その子ども・子育て支援事業計画見直し部会の検討状況について、まず事務局にまとめてもらいましたので、事務局からの御報告をお願いしたいと思います。この部会の委員の方々も本日参加されていますので、そのの方々にはこれを補足する形で御発言をいただいて議論を深めたいと思います。

それでは、事務局から、まず御報告をお願いしたいと思います。

議事(1) 子ども・子育て支援事業計画見直し検討部会の検討状況について

(調整計画の全体構成と調整計画の策定にあたっての視点)

事務局

それでは、事務局から御説明させていただきます。まず資料1を御覧ください。子ども・子育て支援事業計画見直し部会の検討状況についてというタイトルのものがございます。

こちらでございますが、令和4年3月30日に開催しました第3回子ども・子育て支援事業計画見直し検討部会において、以下の3点について検討を行っております。引き続き、子ども・子育て支援事業計画の調整計画の策定に向けて検討を進めるというものでございます。

まず「1 子ども・子育て支援事業計画調整計画の全体構成」です。令和2年度以降、保育待機児童の解消、育児休業の利用拡大、テレワークの普及などにより、働き方や子どもと子育て家庭を取り巻く状況は大

大きく変化してございます。また、令和7年度以降の第3期子ども計画の策定も控えております。そのようなことから、今回の調整計画は、前回の調整計画の「第1章調整計画の概要」と「第4章需要量見込み及び確保の内容と実施時期」の構成に加えまして、「第2章子どもと子育て家庭を取り巻く状況」と「第3章調整計画の策定にあたっての考え方」「第5章次期の子ども計画（第3期）にむけて」を追加して、5段構成ということで現状進んでいるところでございます。

続きまして、2ページ目でございます。「2 第2章子どもと子育て家庭を取り巻く状況」で、こちらは「(1)社会状況と国等の動向」などが示してございます。まずコロナの影響で子育てを取り巻く環境は多様化しているということが です。 も同様に、コロナの影響でございますが、人と人とのつながりが難しくなっている中で子育てが難しくなっているという内容でございます。 区の出生数、合計特殊出生率ともに増加傾向にあったんですが、平成29年から減少傾向にあり、令和2年の出生数、合計特殊出生率はこのような数字になっており、国も、東京都もやはり世田谷区と同じような傾向を示しております。 は国の動きでございまして、令和5年4月にこども家庭庁の設置を目指しているところと、子ども関連の理念などを定める関連法案の審議が今行われている、また、子ども世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うため、令和6年4月からの児童福祉法等の一部改正も予定されているということでございます。

「(2)将来人口推計」でございます。先ほど のところで少し触れましたが、 がまず0歳から5歳の人口について、当初、平成29年推計値では令和6年度まで横ばいで推移するという推計が出ておりましたが、令和3年7月の人口推計補正值では、令和4年度以降、毎年約1000人の減少を予想していると補正されております。今度、 は6歳から11歳の人口でございます。こちら平成29年推計値では毎年約1000人ほど増加すると、推計しておりましたけれども、令和3年7月の人口推計補正值では、令和4年度以降、おおむね横ばいということで、こちら修正されてございます。

「(3)子ども・子育て家庭の状況」でございます。こちら記載のとおりでございますが、3歳から5歳の約9割程度が保育所や幼稚園を利用している一方、0歳から2歳児については家庭養育の割合が高く、0歳児の75.1%が家庭で養育されているということです。

続きまして、3ページ「3 第3章 調整計画の策定にあたっての考え方」「(1)世田谷区子ども・子育て会議での評価・検証及び課題抽出」

でございます。こちらは委員の皆様から御指摘いただいた内容を5つにまとめてございます。0歳児は、在宅で子育てしている家庭が多いという現状を踏まえまして、子ども・子育て支援事業計画の見直し検討と併せて、制度の運用面での検討を行う必要があるのではないかというお話。子どもの数の現状だけを見て支援や施設を減らすのではなく、子ども計画に掲げる「子ども主体」、当事者主体の視点で検討する必要があるという御指摘。妊娠期から支援につながる仕組みや保育所等の地域の子育て施設の充実が図られた一方、コロナ禍で友人等の支援を受けにくい状況があり人とのつながりの中での子育てが難しくなっているという御指摘。保育待機児童数が0となっておりますが、依然として希望する保育施設に入園することができない方がいらっしゃる、半径2キロ以内の保育施設に空きがあるけれども入園できていない方、そういった方が一定数いらっしゃるということで、指数の状況から短時間勤務の方が多いことが想定されますが、どのような希望があるのか、より丁寧なニーズ把握が必要であるという御指摘です。続きまして、コロナ禍の影響もあって、育児休業を取得する家庭が多いということで、育児休業中の家庭が一時保育やおでかけひろばを利用する事例が多く、これまで以上に在宅子育て支援の重要性が増しているという御指摘もいただいております。

続きまして、4ページでございます。こちら子ども・子育て会議でご検討いただいた内容でございますが、「(2)調整計画の策定にあたっての視点」でございます。アンダーラインのところですが、このたびの調整計画の策定にあたっては、「子どもがいきいきわくわく育つまち」の実現を目指すとともに、「子ども・子育て応援都市」として、令和7年度からの10年間の計画である、子ども計画(第3期)につながる施策の展望も見据えて、以下、5つの視点を踏まえるというものでございます。

「働き方や子育ての多様化への対応」についても、アンダーラインのところ、保護者のライフスタイルや働き方、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用意向の変化を把握・検証し、確保量の見込みを検討するというものです。「地域のつながりの中での子育ての充実」では、「すべての子どもが、家庭や地域、周囲の人との関わりの中で、健やかに育つまち」を目指してございます。次のアンダーラインですが、日常的に子育て家庭が、地域の人々や子育て支援につながっていることがより大切であるため、すべての子どもや家庭を対象とする一次予防の施策を充実させるというものです。「在宅子育て家庭の育児負担の軽減」です。利用要件の見直し等も検討し、在宅子育て家庭の育児負担を

軽減させるための支援を充実させるというものです。「子ども主体、当事者主体の視点」です。こちら先ほどございましたが、単に子どもの数の減少にあわせて確保量を減少させるのではなく、出産や子育てを希望する方が子どもと楽しみながら子育てできる環境を整えるという視点、それと、子ども計画に掲げる子どもを権利の主体としてその最善の利益を保障するという視点でございます。「子ども・子育て施策のバージョンアップ」でございます。子どもや若者、子育て施策をバージョンアップさせ、多様な生き方や子育てを支えるためにという部分と、令和7年度からの10年間の計画である子ども計画（第3期）につながるよう各事業の方向性を検討するといった視点でございます。

この後につきましては、参考資料といたしまして、今のほうで御説明した出生率のお話ですとか、0歳から5歳児までの預かり先の状況といったものの図表を添付しております。私からの説明は以上でございます。

森田会長

昨年度、部会委員の皆さんの御協力をいただいてかなり深い議論をいたしました。当初は13事業の事業量を見直し、数値をどのように出していくのかという問題提起だったわけですが、実際のところやはり、どういふことを具体的に実現でき、そして、その実現できたことによって子どもたちが幸せになり、楽しく子育てができる、そういった世田谷区の中での子どもたちの育ちや子育てというもの、あるいは世田谷区全体のまちづくりが展開しているかどうか、その中にこの13事業の量ということが位置づかなければならない。

このことは、委員の方々と様々な検討を重ね、その結果、今、事務局から御報告いただいたように、単に13事業の目標に対してどれだけの事業量ができただけかということ、あるいはどれだけの利用者がいたかということだけではなくて、質の問題も含めて議論していこうという話になりました。限りある部会数数ではありましたが、いろいろな場で区民の方々の御意見を伺っていただいたり、様々な実践現場からの意見を集めていただいたりしながら、この議論自体がかなり深く、そして、多様な分野に広がってきたと思います。それを短くまとめるとこういう形になったということですが、皆さんに補足や質問等ぜひ御発言いただけたらと思います。

特にこの中でかなりの時間を割いたのが、やはり子どもの数、出生動向がかなり変わってきている中で、単に施設、待機児が0になったという話ではなく、子どもたちの抱えている問題や子育て家庭の問題から考えると、今まさに在宅の子育ても課題ですが、入所中の子どもたちの保

育についても定員を超えた入所をしているわけなので、これは明らかに環境としてはよくないわけです。ここをできる限り減らしていくこととか、あるいは支援の質というものを高めていくためにどんな整備をしていけばいいのか、そんな議論を進めてきましたがいかがでしょうか。

委員

本当に短い時間で取りまとめをしていただいて、ありがとうございました。これまで議論してきたことを記載してくださっているなどと思います。一つ一つの事業については、まだまだ先に決めていくことだとは思いますが、個別支援についてはコロナ禍で待っていてもなかなか難しいので、やはりアウトリーチが大事だなと実感しています。訪問であるとか、受入れ先があったらそこにつなぐという入所支援を私たちもやっていますが、やはりつなぐというところがすごく大事で、また、相談の前の段階から予防的な場を広げておくというのは実際に役立ったことですし、ますます必要になってきていると感じています。

あとは、多様な大人たちの生活や働き方は広がるけれども、やはり子ども自体は大事であると本当に思うので、大人に合わせるのではなく子どもを真ん中というところが再確認できればいい見直しになるのではないかと感じています。

委員

地域の資源で、今、目覚ましいのが児童館の活躍です。児童館の0～1歳のひろばは、毎回10組、15組を超える盛況ぶりです。その児童館のひろばに「ケア」という視点が加わってくると本当にいいと思うんです。それは児童館がするのか、他の資源との連携で新しい仕組みをつくるのもいいかもしれません。今、どの子育てひろばもコロナ禍でディスタンスを確保するために人数制限をしています。そのような中での支援を強いられているだけに、ゼロ歳からの子育て層を、「ケア」の視点をもって連携してもてなす、そういう「在宅子育て支援策」が社会的にできてくるというのが大事だと実感しています。

委員

先ほど他委員もおっしゃったとおりですが、調整計画の策定に当たった考え方、今、子育てをされている方の置かれている環境というのを、もっと他の区民、政策等を意識しないような区民の方にももっと知っていただきたいなというか、そういうことを知っていれば、お一人お一人がもうちょっと「声をかけてみようか」とか動機づけができるのかなと思います。せっかくこのくらい熱の入った計画というものを策定するので、いかに広く区民の方にお知らせできるかというところがすごく重要なと感じました。

委員

ゆうべも読んでいたんですけれども、事務局の方でうまくまとめていただいて、本当にありがたいなと思います。

今、保育園の状況としては、延長保育とか一時保育の利用は減っているんです。延長保育が減っているということは親の働き方にも変化があるということで、プラスの面とマイナスの面があるんですけども、一時保育に関しては、非常勤とかパートで働いている人たちがコロナで職を失って来られなくなってきたというのが要因として結構多いのではないかと考えています。先ほども御意見がありましたけれども、この状況下で利用が減っていないのはひろばなんです。ひろばに来る人は人数制限の中でも相変わらず多い。

また、保育園を卒園した後の学童の不足と、それから配置基準というのは、学童は国が設定していないと思うんですけども、狭いところで大勢の子どもたちが集められている、指導員の研修はどうなっているのかと思う部分もあったりするところで、学童へのつながり、その辺がこれから課題ではないかと考えております。

それから、待機児童対策で弾力化運用をしていたのが弾力化しなくても済むようになると、子どもたちが少なくなることで、民間保育園では財政的な懸念もありますが、私は一つのチャンスかなと考えています。子どもが少なくなれば子ども1人当たりの面積が広がる、少ない子どもを1人の先生が見られる、そういう状態も出てくるわけです。ですから、今の時期だからこそ、ぜひ世田谷区は配置基準の見直しというのを本当にやっていただきたいと考えています。現代の赤ちゃんたちの実態は、昔と違って、おんぶもあまりされていなかったり、いろんなことで子どもたちの体は変化しています。1人に対する保育の量というのは物すごく多く必要になっています。今、配置基準を変えていただく本当にいいチャンスかと思っていますので、ぜひその辺をお願いしたいと思っています。

事務局

今、学童のお話が出ましたので、今の区の現状を御説明させていただきたいと思います。新BOP学童クラブにつきましては、基本的には待機児童を出さないようにということで、受入れを希望される方については皆さん受け入れているという状況です。ただ、確かに登録児童数がかなり増加して大規模化してしまっていて学校施設の中でも活動場所の不足ですとか、かなり厳しい状況になってきている実情がございます。その中で、学校のいろんな場所をお借りしながら、できるだけいい環境で取り組もうと進めております。

配置基準につきましては、区で条例等を定めておりまして、一支援単位が40人に対して2名の配置という基準を設けさせていただいているのと、面積についても1人当たり1.65平米という基準等は設けてござい

ます。こういった中で運営しているところですが、かなり厳しい状況になっており、また様々な課題がございまして、運営方針等もこの後に御報告しますけれども、幼稚園、保育園との連携の重要性等も盛り込んでいきたいと考えておりますし、新BOP学童クラブの適正規模化と、民間とどう連携して、いい放課後児童健全育成事業を築いていくかということは今後検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

森田会長

ほかに委員の方で御発言はありますか。

私から少し補足させていただくと、1つはやはり人口がかなり急速に変化してきているということです。特に、出生数が減っているのと同時に、子どもたちが在宅で育っているというところ、私は現行の子ども計画を策定するためのシンポジウムをやったときに、世田谷区の中で一番大きい課題は、やはりニーズとして拾うことができない在宅の親子をどう支援するかということだったんです。だから、この計画の中では少し意識をしたはずだったんです。しかし、いま在宅で子育てをする家庭が更に増えているということが分かっています。

だから、この在宅子育て家庭の親子に対して、どういうふうに世田谷区の施設や人手、またどんな事業をどんな形で提供するのかということ、を私たちはもう1回きちんと見直さなければいけない、これが急速に強まっているということ。それと同時に、これも実は子ども計画策定当初に予想したことではあったわけですが、多文化の子育て家庭の方たちが非常に増えてきているということがあります。地域的な偏在もありますが、私もひろばに伺わせていただいたときに話を聞くと、本当に「この1週間、この1か月ぐらいで子ども以外と話したことがない」とか、「家族の中でしか話したことがない」という方が多数お見えになっている。これは簡単に「孤立」という言葉で解決できることではないわけで、家族のありよう、地域のありようというのが、今の子育てをしている親子の形に合わないとなれば、そこに新しい仕組みを導入する必要があります。

また、働き方もそうですが、子ども家庭支援センターを含めた世田谷区の中の支援型の仕組みがどう連携を組むか、つまりその連携がしっかりしたものとしてあることによって、子どもの保護の最終機関と言われる児童相談所が整備されて、支援型の仕組みの中で育ちを支え続けている、一時的にでも保護をしなければならないとなれば、一時保護にきちんと手渡しし、また、保護から地域に戻すときには戻していくというキャッチボールがきちんとできるようになるわけです。

よく世田谷区が表現する「のりしろ型」の仕組みは、受皿、区民も含めた様々な諸機関が受け入れるということですが、こういう仕組みをどうやったらつくれるんだろうか。そして、支援型というときに、子ども家庭支援センターができることは限られているわけですし、先ほど、「ケア」という話が出てきていましたが、保育園や今の児童館も含めてですが、場として提供しているところに「ケア」という視点は入れられるんだろうか、これも随分いろんなところで議論や取組も始まってきています。

やはり区民の方々の協力ということが、世田谷区の特徴でもあるわけですね。1970年代から80年代に世田谷区の中で様々な市民活動が始まったときに、私もその中でも活動していましたが、その頃から子どもたちや子育て家庭が独自の外遊びの会ですとか、親たちの自主保育といった活動があって、今も世田谷区の一つの特徴として動いておりますし、このコロナ禍の中ではフードパントリーのような活動なんかで様々な機関がまたつながったりもしているわけですね。

こういった世田谷区の中でのまちづくりと、子どもたちの育ちがようやく仕組みとしてできたかなと思っていますし、そこに児童相談所が入って、保護と支援というものが連携できる体制ができてきた。これを次のステージとしては、やはりきちんと連携、そして、時には予防や回復のところの仕組みをお互いに協力して支えていかなければならないと思っています。子どもの出生数が減ってきています。「本当は子どもを産んで楽しく家族で暮らしたい、でも産めない」、そんな親たちの悲鳴をどんなふうに社会的に受け止めるか。これが多分、次の13事業のつくり方、あるいは次の子ども計画につながっていくんだろうと思っています。

私から、議論を踏まえて少しまとめに代えさせていただいたんですが、ほかに皆さんの御意見がなければ、第1の議事を終わらせていただきたいと思っておりますけれども、いかがですか。

委員

今、先生が親たちの悲鳴という言葉を言ってくださいましたが本当にそのとおりなんです。例えばパートナーシップに悩む方が、ひろばに通いながら、コーディネーターに相談できるようになり、必要な資源に行き着くまでの間に3年かかったというケースは少なくありません。また、いま、産院ではたくさんのサービスを用意しているが、「生まれたお子さんに気がかりがある」と言われた自分には、どんなサービスも全く魅力がなかった……という声もあります。育児は本当にお子さんによりますよね。2時間おきの授乳や寝かしつけで、ふらふらだけれども一人

でやるしかない。そういったお母さんたちの悲鳴を受け止めて、妊娠期から出産、その後の育児まで、昔、お産婆さんがやっていたような一続きの伴走型で寄り添い型のきめ細やかな仕組みが、いまなくなってしまっているわけですから、それを地域の中につくり出すということが、のは、大変な仕事かもしれないんですけども、本当に必要になってきていると思いました

森田会長

これからの議論の中で、親や祖父母といった家族に代わる新しい社会的な伴走型の支援をどういうふうにつくっていくのかということが恐らくすごく大事な課題になってくると思いますし、そうしたものをつくっていくときに、人材の育成とか、システムの構築、そういった研修みたいなものも当然大きな課題になってきますので、それらも含めて、この会議の中で議論を進めていきたいと思っています。

いずれにしても、子育て支援施設が保育所を中心として少しづつ空き始めた、これを子どもたちの環境の整備ですとか、現場のより豊かな取組につながっていくようにしていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

委員

先ほど言い忘れたんですけども、この計画の中に書き込めるのかは分からないんですが、住環境のところがなかなか話されないまま議論が進んでいってしまうなというのをいつも感じています。コロナ禍で在宅ワークだったり、授業でオンラインに出ている人がいたり家族の過ごし方が変わっているときに、やはり家で過ごせなくなって、子どもたちが外で時間をつぶして待っているみたいな状況があったり、そういった状況の中で世田谷区からの人口の流出、転居が増えているような実感があります。区内での住環境を変えるためのサポートとか、今だからこそできる新しい取組というのもぜひ何か入れていただけるとありがたいなと思いました。

森田会長

ひろばに関してワークスペースをつくる等も世田谷区はやりましたけれども、これをもっといろんなところでつくれそうな気がしています。在宅ワークが増えてきたことによって必要となってくるもの、あるいは在宅で子育てをしている方が増えてくるがゆえに必要なってくる様々なサービス、こういったものが工夫できるといいなと思いますし、それを迅速にやらなければならないというところに大きな課題があると思いますので、ぜひそれを具体化するために御尽力いただきたいと思います。

委員

最近、北欧の図書館の話を知りました。北欧では図書館が情報源になっていて、おしゃべりもできて、飲食もできて、だから、ベビーカーで

みんな図書館に行って、男性の育休の人とかも行って、例えばアレルギ-のことが気になったら司書に聞けば情報が取れる等、すごく活用されているという話を伺いまして、世田谷区では図書館がこういった役割を果たしているか、これは多分13事業の中には入っていないところだとは思いますが、その辺の情報なんかも教えていただきながら考えたいと思いました。

森田会長

おそらくそれは図書館だけの問題ではなくて、ほかの自治体なんかですと、例えば資料館みたいなところを子どもや子育て家庭に開放するというのもすごく始まってきているので、やはり全体として、子どもへの目線とか子育て家庭への視点というのをきちんと入れていただくことが必要なかと思えます。

保坂区長

御意見ありがとうございます。今出た図書館の話については、世田谷区も15の地域に図書館がありますけれども、中には子どものコーナーとかがあって、子育て家庭が結構来ているところもあります。一方では、高齢の男性が自分の席を確保するために並んでいるんですね。子育て家庭、子どもの声が響いて、「今日はにぎやかでいいね」なんていう感じでは必ずしもない。図書館の在り方というのはこれから考えていきますし、図書館がコミュニティーの中での非常に大事な情報集積や助言の場、あるいは住民自身の交流の場だということは大事な視点かと思えます。

それと、先ほど森田先生から子どもの数が急速に減っていること自体が子育て家庭の悲鳴であるといった御発言がありました。先ほど人口動向のところで言い忘れてしまったことが1つございます。確かに在宅子育て支援、まさに孤立した育児を強いられている、あるいは子育て広場等あるけれどもその情報すら届いていない、そういう母子あるいは父子に対して場を提供して、それを拡充していくということ、社会政策として子ども・子育て支援に最重点化しますという自治体のメッセージは子ども人口に非常に影響を与えるとは思いますが、それ以上に一番大きな影響を与えるのは家賃だと思います。今、特に分譲のマンション自体は通常の今のサラリーマンでローンを組んで借りられるかということ、かなり難しい価格になってきており、かつ今、全体で物価が10%近く上がり始めています。世田谷区でも給食費単価の10%相当分を補正予算でフォローするというのもやっていますが、物価が全般的に底上げされてくるとそれに伴い家賃も上がっていくということも想定されます。そうすると、お子さん1人では何とかなっても、2人目を考えたときに、世田谷区で子ども2人を育てられる賃貸の物件というのは非常に限ら

れてしまい、そこから転居につながっていくこともあると思います。

ここで1つ紹介したいんですが、都市整備関係で、「せたがやの家」というのが世田谷区の住宅政策で過去20年ございました。これは農協関係の土地の一部等から特定優良賃貸住宅というファミリー向けの賃貸住宅を国交省の政策でつくるのを助成するというものです。1棟借り上げで行い、空室があっても区が全部助成するといった形態ありました。何とかこの赤字から脱したいというときに、子育て応援住宅という制度を考えました。表示している家賃から4万円引くよということでもやりました。その結果、1年と少しで約100世帯の子育て世帯がそこに入ってくれたんです。ただ、これは20年区で借りて行う期限付きの取り組みだったので、三、四年は続いたけれども、結局、期限が切れてしまいその4万円助成も自動的に切れてしまったということで、現在はその住宅制度はありません。しかしこの経験から言うと、4万円でも家賃が違くと子育て家庭の需要というのは非常に大きく変わってくる。

なので、今、委員から住宅政策についてのご意見が出たところですが、人口動向、子ども政策と同時に、子育て家庭の家賃負担をどういうふうにか考えるのかということも大変大きな課題だと考えております。感想も含めて申し上げました。

森田会長

ありがとうございました。福祉領域でも住居がどう定まるかということから次のサービスの利用にもつながっていくわけですから、ある意味で住まいというのは非常に重要なポイントになってくると思いますので、子どもが育つ、子育てをするということを一つの核にして世田谷区ができること、国ができること、世界ができること、いろんなレベルで子どもたちにとっては脅威がいっぱい発生していますので、私たちができることをしっかり、子どもの権利をきちんと具体化できるまちをつくっていく、そんな視点を明確にして、今後の事業の検討をしていきたいと思っております。どうもありがとうございました。

まだ次の議題がありますので、そちらに移らせていただいでよろしいでしょうか。この議題につきましては、ぜひまだ御意見がありましたらまた事務局のほうにお寄せいただけたらと思います。

それでは議事(1)は終わりましたので、公務のために保坂区長はここで御退席ということになります。どうもありがとうございました。次に、報告(1)令和4年度保育待機児童等の状況について、事務局から御説明をお願いいたします。

報告(1) 令和4年度保育待機児童等の状況について

事務局

それでは、私から、令和4年度保育待機児童等の状況について御説明させていただきます。

資料2をおめくりいただきまして資料2-1「1 保育待機児童の状況」を御覧ください。保育の定員数は20,852人となって前年より179人増えました。結果的に昨年度に引き続いて3年連続の待機児童0という形になっております。

続いて、「2 保育所等利用待機児童算出の内訳」になります。申込みされて入園できなかった数というのが1,128人ありまして、こちらは前年より110人減っております。こちらも保育の希望がなかったのではないかと考えております。の育休延長をされた世帯が527人で、こちらは38人増えております。続いて、認証保育所で保育を受けている児童数が105人と51人減っております、こちらも認可のほうに入れたという形で考えております。自宅から30分未満(半径2キロ以内)で入園可能な距離に施設がありながら入所できていない方が245人で、昨年より50人減っております。

続きまして、次のページの表は、保育待機児童等の状況の10年間の推移をまとめたものになりますので、後ほど御確認いただければと思います。

さらに、資料2-2を御覧いただきたいと思います。「保育施設整備の進捗状況について」になります。「1 令和3年度の整備実績について」ですが、こちらは現在、募集を止めておりますけれども、既に事業決定していた部分について整備されたということで、実績としてご報告いたします。結果として、定員が145人増えております。

続いて、2の令和4年度と、次のページの令和5年度については、同じように事業決定しているものの予定になります。

続きまして、資料2-3を御覧ください。「保育を取り巻く現状の分析と今後の取り組みについて」になります。「(1)就学前人口の推移」については、令和4年時点で0歳児が8年ぶりに人口増ということで117名になっておりますが、1、2歳児の人口減が著しく、全体で見ると約1650人の減少となっております。

続いて、次のページを御覧いただければと思います。「(2)入園申し込み者数の推移」です。令和3年4月に向けた一次選考の申込みは6,015人だったんですが、令和4年4月に向けた申込者数は、前を上回る6,117人となっておりますが、出生前受付分132人を除くと5,985人ということで、横ばいだったという形です。

「(3)入園できていない申込者の状況」です。半径2キロ以内で施設がありながら入園できていない方は、先ほど言いましたが、50人減っているということで、こちらの内訳ですけれども、昨年度の295人の内訳は、10月時点までに申込みされていない方が233人いるというところで、指数にかかわらず入園が一層進んできていると考えております。

「(4)区立保育園の保育定員の適正化の取り組みについて」ですが、昨年度、区立保育園の定員調整と定員の弾力化解除の取組を行いまして、当初は90人程度の減を予定しておりましたが、最終的には70人程度の減ということで、弾力化等を解除しております。

続いて、次のページ、「(5)私立認可保育園等の空き状況について」です。0歳児の空き数、3歳の空き数がそれぞれ減って、改善はしております。これについては、昨年度行った保育定員の適正化の取組の一定の効果と考えております。一方で、1、2歳児の空き数が若干増えておりまして、これについては就学前人口の減少に伴う申込者数の影響を受けたと推察しております。なお、昨年度における4月時点の0歳児の欠員数は、その後、年度途中で入園が進んだことで、9月にはほぼ解消されております。人口減少の中でも入園申込者数が横ばいのため、今年度も同様の傾向と考えております。

その下の「2 今後の取り組みについて」、上記の分析内容を踏まえながら、今年度予定されている子ども・子育て支援事業計画の見直しの中で、令和5、6年度における保育需要量の見込みと定員数の見直しを図るとともに、引き続き保育定員の適正化の取組及び多様な保育ニーズへの対応を進めてまいりたいと考えております。

続いて、資料2-4を御覧ください。「私立認可保育施設の空き状況改善に向けた管外入園申込み(転入予定者含む)の希望園の制限について」です。

「1. 主旨」でございます。区は、これまで待機児童解消に向けて認可保育施設整備に取り組んで、令和2年4月に待機児童が0になり、3年連続で待機児童0が続いております。一方で、年度当初の私立認可保育施設等の空きが増加するなど、法人の施設運営への影響といった新たな課題が生じてきております。そうした中、本年2月の福祉保健常任委員会で、保育施策の取組状況について、入園選考制度も含めた私立認可保育施設の運営支援の考え方を報告させていただきました。そこで、これまでの区民最優先の考え方を大前提とした上で、私立認可保育施設等の運営支援の方策として、区外在住者の入園申込みについて、希望園を私立認可保育施設に限定するという形で変更を行うこととします。

「２．区外在住者の申込み制限の現状と主な変更内容」ですが、現状としましては、施設種別については特に制限をかけておらず、区立、私立等どちらについても選択は可能でしたが、変更後ですが、時期にかかわらず、選択できる施設種別を私立保育園等（私立保育園、私立認定こども園、地域型保育事業）に限定するといった内容になります。なお、区内転入予定者が区民となった後の申込みは区立も希望することができるよう考えております。

「３．変更月」ですが、令和４年10月入園選考からを考えておりました、今年度版の「保育のごあんない」の発行に合わせてというふうに考えております。

「４．周知方法」です。今年度の「保育のごあんない」に掲載するとともに、近隣自治体に「保育のごあんない」を送付する際の通知文に変更内容を記載させて周知することと考えております。

報告は以上になります。

森田会長

保育待機児童の状況ということで、かなり詳細な報告がありましたけれども、このことについての追加の情報提供の必要性、あるいは今日、報告されたことに対する御質問、いずれでも結構ですので、いかがでしょうか。

委員

例えばうちなんかも０歳の空きがあったんですけども、見学者が後を絶たないんです。「入りたいけどどうしよう」という保護者の方が、去年の10月以降すごくいます。そういう方たちに、私たちも保育園として方針を変えたんです。「ぜひ保育園にいらっしゃい」ではなくて、「こんなに小さい子を預けられないわ」という人には、「やっぱりおうちで見てもいいんじゃない」、「保育園に預けてもいいというふうに決まるまでおうちで見てもいいんじゃない、その代わりひろばとか一時保育を利用されていたらどうですか」という感じで、入ってもらわないと財政的には非常に苦しいんですけども、こんなにたくさん見学者がいるということは、やはりそういうことも含めてやっていったほうがいいのかという思っていることです。本当に一から十まで全部教えてあげたり、家事まで教えてあげる必要があるような保護者については、保育園に入ったほうがいいのかと思うんですけども、さっき森田先生もおっしゃったように、子育てをするのに本当に多様な支援が必要になってきている人たちも、顔を出してきているので、年度途中に入所できるメリットというのは物すごくあるなと思うんです。ただ、財政的な支援があると非常にありがたいと思っています。

森田会長

先ほど、３歳が実は保育園でかなり増えていて、区立保育園が定員を

急遽見直して少し増やしたという報告があったんですが、3歳は幼稚園でも当然受け入れられるわけですけれども、幼稚園のほうの今の状態、特にせっかく3歳、4歳、5歳、連続して世田谷の幼稚園は受け入れてくださっているので、幼稚園の今の状況、特に延長のところの受入れ状況とか実施状況、あるいは、日本全体を見ていくと、2歳の子どもたちのプレの活動をやっていらっしゃる幼稚園もたくさんあるわけですが、世田谷区は今どんなふうになっているかお話しいただけますか。

委員

私立幼稚園でございますが、ここ数年前から募集定員を割るという園が非常に増えております。幼稚園業界なりにいろんな原因といたしますが、そういったところを見ますと、保育園さんも定員が減っているというお話もありましたように、まず全体的に子ども数が減っているということがあります。昔は世田谷区というと、大体3歳から幼稚園に入れて、お父様が働いて、お母様がおうちでという御家庭が非常に多かったと思うんですが、やはり今、ライフスタイルが変わってきて、御夫婦で働いていたり、そういったところで、例えば幼稚園に預けたいんだけど、延長保育が4時まで、5時までで、保育園のほうの方が長く預かっていただけるという理由で、そちらにお預けになる保護者の方がやはり増えてきている。

それからやはり幼稚園自体も、私立幼稚園ですので、私学ということで、それぞれの園が独自の教育理念をお持ちですので、世田谷区の私立幼稚園は58か園あって、今、延長保育というのはやっている幼稚園がほとんどなんですが、他区と比べて、世田谷区はまだ延長保育をやっていない園も結構あるんです。もちろんそれはお考えですので何とも言えませんが、「この幼稚園に入れたいけれども延長保育をやっていないんだ」とか、「延長は4時までなんだ、5時までやってくれないかな」、「朝ちょっと早く預かってくれないかな」という気持ちがあったときに、「それはやっていないんだ、では、この幼稚園は預けたいけれどもちょっと無理かな」というようなケースも出てきております。そして、私立幼稚園協会といたしましても、やはり保護者の方のニーズが今変わってきているというところ、また、世田谷区の子ども・若者部さんも、情報提供で係長さんや課長さんに来ていただいておりますが、実際に子どもも減っているという話になります。今、世田谷区のホームページを見ても、砧地区とか二子玉川地区それぞれの地区でもやはり確実に子どもが減っています。

研修会を通し様々な情報提供や共有を行い、「私立幼稚園を取り巻く環境というのはこれだけ厳しくなってきている」ということを区内の私

立幼稚園全体で考え、その厳しい中でも各園の経営努力をどうしていくかを各園が考えていかなければいけないと考えています。

私学ですので、各園さんの理念も違いなかなか全体で考えるということがなかったのですが、厳しい状況になってきているので、加盟園全体で考えていけるよう協会としても努力しないといけないと考えています。

森田会長
委員

苦しい話を強制するつもりは全然なかったんですが、すみません。

幼稚園は幼稚園でいろんな状況もある中で、やはり「子ども・子育てのまち世田谷」というものの一端を担える団体でなくてはいけないと思っております。例えば幼稚園ですと設置基準が当然ありますので、園庭を持っている園さんが多い。公園ですとか、なかなか遊ぶ場所がないということであれば園庭の開放だったりとか、延長保育を長くやりたい園も実際あるんですけども正直人が足りないですとか、そういったところもありますので、やはり今後はしっかり区のほうにも、「各園それぞれ色々な状況があり、大変厳しい部分もあります。でも、こういうことは協力できると思うんです」とか、うまくすり合わせができるように、団体としてはもう少し区の方といるんなお話をしながら、協力できることはしっかりやっていきたいと思っておりますし、今日、本当にいろいろお話が出ましたが、例えば児童館についてもそれを幼稚園の空き教室でできないかとか、そういったところ等も協力できればという思いで今お話を聞いていました。1回目からなかなかの内容ではあったんですけども、また世私幼の理事会に持ち帰って、そういったお話もしていき、団体としてどういう協力ができるのかを話し合いたいと思っております。

森田会長

会議体というのは価値がありますよね。金子先生が幼稚園協会でお話しくださる、例えば保育園のほうも保育園と話してくださる、保護者の方たちや地域の子育て支援をやっている人たちが一体どうやったら今の世田谷の親子を支えていけるかということに力を合わせられたらすごくいいと思っておりますし、先ほどの事業量の検討のところでも、多分一筋縄では量の策定もできないでしょうし、ある程度、量の見通しを立てながら、人員配置とか、様々な予算配置も必要になってくる。だけれども、先ほどからでている定員の弾力化によって子どもたちは本当にぎちぎちの中で育ってきたわけですから、それが少し緩んできて、子どもたちにとっても、親たちにとっても、「世田谷はやはり子育てしやすいところだな」と思えるような環境が場所や人によってできていくとすごくいいなと思っております。

待機児の問題についても、ここでかなりいろいろな情報を出していた

できましたけれども、皆さんで何かお感じになるところがあったら、またメールでも構いませんし、今御発言があればいただきます。

委員

区立幼稚園は現在7園で構成されているんですけれども、世田谷区の区立幼稚園は4歳、5歳の2年保育ということなんですが、昨年度の2月にアンケートを取らせていただいたときに、3年保育にしてほしいという要望がとても多かったんです。区立幼稚園は1学年当たりの園児数が毎年半減に近いようなスピードでどんどん減少しているという状況がありまして、その中でも通われている保護者の皆様からは、「区立幼稚園はとても環境が豊かで、職員の方々もベテランの方々で、質の高い教育を受けさせてくださる方が多いので、区立幼稚園を存続しながら園児数の確保をしていただきたい」という声がとても多いんですけれども、「今の2年保育から3年保育にすることで園児数が増えるのではないかと、区立幼稚園のPTAの皆さんはそういうふうに考えていたんですけれども、現在、3年保育で実施されている私立幼稚園のほうでも園児数が減少しているということを今こちらの会で初めて勉強させていただきました。

森田会長

今、預けていらっしゃる区立幼稚園の保護者の方たちは、できれば、3歳からの保育を区立幼稚園でしたいというお気持ちが強いのことですね。

委員

そうです。

森田会長

そういったことが幼稚園を利用されている方々の中にはたくさん出てきているということで、認定こども園の問題と区立幼稚園問題、これは実はこの会議体の中でもまだ議論ができていない、今後整理して、制度として世田谷区の中で、認定こども園をどういうふうに進めていくのかということについても議論していかなければいけない大きな課題だと思っておりますので、この話は、また改めてぜひ皆様の御意見を出していただければと思います。

委員

ありがとうございます。

森田会長

どうもありがとうございました。ほかには大丈夫ですか。

さらに御質問等がありましたら事務局にお寄せいただければ、この資料が公開されたということですので、多分ここから、具体的にはどんな条件の方たちがどれくらい希望されていたのか、あるいは各年代や地域でどんなニーズがあったのか、そんなことも情報として提供できるようになると思いますので、ぜひ皆様からの御意見や感想、それがまた次の事業量の算定のところで影響していきますので、引き続きよろしく願いしたいと思います。

それでは、まだ報告が続きますので、次に移らせていただきたいと思います。

続いて、「保育施設への支援・指導のあり方検討会」の設置について、お願いいたします。

報告(2)「保育施設への支援・指導のあり方検討会」の設置について

事務局

私から、「保育施設への支援・指導のあり方検討会」の設置について、御報告いたします。資料3を御覧いただければと思います。こちらは4月22日の福祉保健常任委員会に御報告したときの資料を使っております。

「1 主旨」でございます。令和3年度に私立認可保育園において、重大事故及び子どもの心身に有害な行為、虐待があったことを常任委員会に報告させていただいております。区はこのことを重く受け止めまして、これまでの区への対応や再発防止策の検証を行うとともに、区内保育施設への支援、指導の在り方の見直しを行うことにしております。検証や見直しに当たりましては、児童福祉施設の設置認可や指導監督等の権限を持つ児童相談所設置自治体として、区の積極的な関与が必要と考え、全施設に対し、世田谷区保育の質ガイドラインに基づく子どもの最善の利益について改めて浸透させるために、新たに学識経験者による保育施設への支援・指導のあり方検討会を設置いたします。

「2 検討会の構成」でございます。昨年度、実施した区立保育園における保育のあり方検討会の委員をしていただきました森田先生と、加藤鎌倉女子大学教授に加えまして、区の児童福祉審議会委員でもございます天野鶴見大学教授、子育て中の母親の視点も含めまして、上田東洋大学講師という委員構成です。

「3 検討会における主な論点」でございます。保育施設への支援・指導のあり方検討会では、学識経験者を中心に主に以下の点について検討を行い、報告書を取りまとめたいと考えております。「(1)今般の事故等に対する区への対応について」です。令和3年度に私立認可保育園にて確認された重大事故等の対応に関し、過去に区内保育所で起きた類似事例の教訓が生かされていなかったこと背景や原因等の検証を行います。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く中、園においても、保育部においても、双方の業務負担を新たに生じさせるような助言や支援を控えてしまう行動を取りがちになっていたことなども踏まえて、保育の安全や質の維持に向け、優先的に取り組むべき事項等についても検討を行います。「(2)再発防止策について」です。約200施設となっ

た区内の私立認可保育園において、今後、類似の事例を生じさせないために区として必要となる対応や、区内保育施設に対する適切な支援体制等について、区が検討している再発防止策への助言をいただくとともに、広く保育施設への支援、指導に関する方策の検討を行います。

裏面を御覧いただければと思います。「4 今後のスケジュール」ですが、記載のとおりですけれども、5月から月1回の検討会を行うという形で、検討結果を9月の福祉保健常任委員会で報告する見込みです。

御報告は以上になります。

森田会長

保育施設への支援・指導のあり方検討会がもう既に始まりました。5月に第1回を実施いたしました、私も関わっております。この会議からは天野先生にも関わっていただいて、状況の認識と、そして、区としてこの問題についてどのように具体的に考えていくのかということの議論を今始めているところです。皆さんも御存じだと思いますけれども、一昨年の中には、区立保育園の在り方ということでの区立保育園の中で起きた虐待、それを不適切な保育としてきちんと認識し、そして、そういった保育を今後しないための仕組みや取組を進めていた中でまた起きてしまった問題ということで、この問題の発生については、また厳しくみていく必要があると感じています。指導、監督を厳しくすることよりは、子どもたちの状況が大人によって安全に守られないという世田谷区の状況に対して私はとても危機感を感じていて、一体どうして、本来子どもたちが安全安心で暮らせるはずの保育施設の中で、子どもたちの本当にささやかな日常が確保できないのか。かけがえのない一人一人の子どもたちの命、発達を守らなければいけないのに、なぜこういうことが起きてしまうんだろうという絶望的な状況の中で今この議論を開始しているところなんです。

早く議論を進めて、そして、各保育園、認可保育園、区立保育園、そして、子育てひろばとかを加えていくと、本当に何百か所も子どもたちの保育をしているところが世田谷区内にはあるわけですので、そちらの方たちに対して、毅然と私たちは、ここは子どもたちにとって絶対に守らなければいけないことなんだということを伝えなければいけないと思いますので、この検討会の中で保育に対する期待と希望をきちんと生かせるような保育のために努力したいと思っております。

何かご意見はございますか。

委員

区立保育園の教訓を、私立保育園でも重く受け止めていたということは確かなんです。各保育園では、このことで議論が進んでいるところもたくさんあります。そういう中で、私立保育園連盟も、コロナ禍の中で、

隣組関係とか、地域園長会関係というのが対面でできなかった部分もありますけれども、こういう問題を把握できていなかったし、援助もできなかったという点については本当に悔やまれます。明日、園長会もありますし、いろんなところでこれからどうしていくかについて、私たちも努力していきたいと思っています。

森田会長

この議論の中でも私たちは絶望だけしているわけにいかないのです、区内のたくさんの施設が子どもたち一人一人の日々の暮らしを支えてくださっている、ここを重く受け止めながらどう支え合っていくか。つまり懲罰的な事業をどれだけ増やしても、結論としていい保育やいい支援が展開するわけではありませんので、どうやったら子どもたちに毎日楽しくいい保育が展開できるか、そこに向けて議論は積み重ねていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。また御意見等ございましたら、ぜひお寄せいただけたらと思ひます。

それでは、次の報告(3)放課後児童健全育成事業の運営方針(素案)の検討状況について、お願ひいたします。

報告(3)放課後児童健全育成事業の運営方針(素案)等の検討状況について

事務局

資料4を御覧ください。

本件は、民間の放課後児童健全育成事業の誘導を見据えまして、世田谷区内で運営する放課後児童健全育成事業の質を確保するための運営方針等や運営時間延長モデル事業の取扱い等について、検討状況等を御報告するものでございます。3月には保護者と児童のアンケートを実施しておりますので、そちらの御報告もさせていただきたいと思っております。

子どもの放課後の過ごし方につきましては、子ども計画に、外遊びの推進及び環境整備として既に盛り込まれておりまして、計画を踏まえて運営しているところでございます。新たな視点があるとしたら、別途、次期計画を策定する中で検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

資料のかがみ文の「2 子ども・保護者へのアンケート結果について」でございますが、別紙で御説明させていただきたいと思ひます。まず、別紙1にアンケート結果の概要をおつけしてございます。1ページ目の中ほど「2. アンケート調査結果」でございますが、「(1)保護者アンケート」につきましては、記載の調査対象者にウェブ上で御回答いただきまして、有効回答数が7,038人で、回収率が36.6%でございました。

2ページを御覧ください。「(2)児童アンケート」は、「新BOP学童

クラブ登録者」と「新BOP学童クラブ未登録者」にアンケートを実施しております。有効回答数は、「新BOP学童クラブ登録者」につきましては、3,394人で回収率は45.6%でした。未登録者につきましては、BOP登録者等を対象にして、有効回答数は1,007人でした。

「3.結果概要」でございます。「新BOP学童クラブで児童が楽しく過ごしているか。」という問いに対しましては、保護者アンケートでは、「はい」と回答する割合が76.7%、学童クラブ登録者の児童アンケートにおきましては、「とても楽しい」「楽しい」を合わせて95.3%となっております。

3ページをお開きください。中ほどの「楽しく過ごしている理由」につきましては、「友達と遊べるから」が94.4%、「校庭や体育館で遊べるから」が66.9%で続いております。一方、楽しく過ごしていないと回答した理由は、「やりたいことができないから」が54.3%と多く、次いで、「親しいお友達と遊べないから」が41.9%でございます。

続きまして、5ページを御覧ください。「放課後における自立に向けての支援についてどう思うか。」につきましては、「より充実させてほしい」が51.0%、「今のままでよい」が38.0%と、児童の自立への支援の必要性が示されている一方、自由意見では、子どもを1人で留守番させることへの不安の声も寄せられました。

8ページをお開きください。「新BOP学童クラブの運営時間で困ったことがあるか。」という問いに対しましては、保護者アンケートにおきまして、「ほぼ毎日」「週に数日程度」「月に数日程度」を合わせますと、23.9%の保護者が新BOPの午後6時15分までの運営時間で困ったことがあると回答しまして、その理由としましては、「仕事で遅くなったとき」が86.7%で、そのときの対応としましては、「仕事を断った又は調整した」が42.7%、次いで「子どもだけで留守番した」が28.7%でした。

9ページを御覧ください。「困ったことがある」と回答した23.9%のうち、午後7時まで運営時間があればよかったと回答した割合は73.5%でした。

「新BOP学童クラブの代わりに、民間事業者が学校外で運営する放課後児童健全育成事業所を利用したいか。」という問いに対しましては、「利用したい」が43.0%で、「利用したくない」の16.8%を大きく上回っております。

10ページを御覧ください。民間事業者を選択する際に求める理由は、「保護者の帰宅まで子どもが居られること」が65.8%、次いで、「様々な

教育や習い事のサービスがあること」が53.7%でございました。

26ページ以降にアンケート結果をおつけしておりますので、後ほど御確認ください。

かがみ文にお戻りください。1ページの「3『世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針』の素案について」でございませうが、運営方針につきましては、これまで検討委員会を4回開催いたしまして、運営方針の素案としてまとめました。

2ページを御覧ください。「(2)放課後児童健全育成事業運営方針検討委員会での『放課後児童健全育成事業の運営方針(素案)』に対する主な意見について」まとめてございませう。「アンケート結果についての意見」につきましては、記載のとおりでございませう。「素案についての意見」につきましては、全体として子どもの視点に立った運営方針とすべきですとか、様々な家庭環境にある子どもたちや障害のある子どもたちが互いに尊重し、共に過ごすインクルーシブな放課後の環境づくりについて示すべきですとか、子どもの意見、意向を聞き、受け止め、子どもが参加することを保障すること等について御意見をいただきました。

3ページの中ほどに、「(3)意見を踏まえた運営方針案の策定にあたっての方向性について」お示ししてございませう。

別紙の12ページを御覧ください。「世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針の素案について」という資料をおつけしてございませう。こちらで素案について簡単に御説明させていただきます。

資料の左上に記載のとおり、令和2年度に実施いたしました新BOPあり方検討委員会報告書によりまして、現行の新BOP学童クラブの運営体制をベースとし、民間事業者の一部活用等による検討をすべきというような提言を受け、庁内検討を進めまして、民間の放課後児童健全育成事業の導入を検討しているところではございませうが、民間の事業者も含めた放課後児童健全育成事業者の質の向上を図るため、運営方針検討委員会を立ち上げまして、全6回の予定で検討を進めているところではございませう。

中段の右側には、策定にあたっての方向性として、「子どもの視点に立ち、楽しく安心して過ごせる場となるよう支援」ですとか、「子どもが自らの気持ちや意見を表現することができる」などの8つの方向性をお示ししてございませう。また、素案の構成としましては、下段のところには8つの章立てとしてお示ししてございませうが、策定の方向性に基きまして記載のような具体的な内容を定めてございませう。

13ページ以降に運営方針の素案をおつけしてございませうので、後ほど

御確認ください。

かがみ文の3ページにお戻りください。「4 運営時間延長モデル事業の再開について」でございます。新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、令和3年度から一旦休止しております運営時間延長モデル事業につきまして、年内のできるだけ早期にモデル事業を再開し、今後、全校での時間延長の実施についても検討してまいりたいと考えてございます。保護者アンケートでは、開所時間で困ったことがあったとの回答が23.9%ございました。

4ページに続きますが、国の放課後児童クラブ運営方針の解説書では、保護者の就労時間、状況の多様化を踏まえ、地域での保育所等の開所時間等も参考にすることが望まれると示されておりまして、また、23区では、世田谷区以外の全ての区で19時以降の運営時間を実施しているところもございますので、早期の運営時間の見直しが必要と考えてございます。今回のモデル事業では、勤務状況等に合わせまして週1回、2回などの利用もできるようなスポット的な運用の実施と研修も行ってまいりたいと考えてございます。

「5 活動スペース拡大に向けた学校施設の利用確保について」でございます。大規模化、狭隘化しております新BOPにつきましては、活動スペースの拡大のため、普通教室及び特別教室等の利用確保を進めてございます。「(1)調整状況」でございます。現在、全ての新BOPを対象にヒアリング及び現地調査を行い、スペースの拡大が必要な新BOPを確認しているところでございます。利用確保の状況については、表に記載をしているとおりでございます。

「(2)今後の進め方」としましては、児童が安全に利用しやすい状況とすることを主眼に、普通教室に加え、特別教室等の利用も含め調整を進めてまいりたいと考えております。

スケジュールでございますが、次回の子ども・子育て会議に運営方針等の案につきまして御報告する予定でございます。

御説明は以上でございます。

森田会長

この課題については昨年からの継続的な案件になっていきますので、次回が提案というふうなことになると思いますが、ここで今の報告に対する質問や感想、御意見、そして、これからの要望についてもしあればぜひ出していただけたらと思っておりますが、いかがでしょうか。

委員

民間事業者という表現がありましたけれども、民間というところに関して、民間保育園や民間幼稚園等の運営ということはお考えになっていらっしゃるでしょうか。

事務局 民間の放課後児童健全育成事業の誘導につきましては、その事業の基準等を満たす事業者を募集する方向で考えてございます。現在、保育園等の需要から学童クラブの需要が多くなっているというところもございます。そういった保育施設の活用ですとか幼稚園の施設について、どのように活用ができるかということについては今後検討する内容かと思っております。

委員 今、区直営の新BOP等があるところに、民間事業者の参入、つまり仮にこれが運営委託のようなものだ、区が示す基準どおりやってもらうということになるかと思うんですね。だとすると、ほかの新BOPと同じ支援内容になってくるかと思いますが、そうではなくて全く別個のものとして立ち上がっていくことになるのか、そのあたりをお伺いできたらと思いました。

事務局 現時点では、委託ということではなくて、民設民営で誘導したいと考えてございます。区としましても、一定程度の補助金は、国等の補助制度を確保しまして実施していきたいと思っております。ただ、質の部分等において、「区としてここは取り組んでほしい」という点については、今回、運営方針として検討しているところでございますので、そういった点を踏まえつつ運営していただく。ただ、民間の方のノウハウですとか独自性というものもある程度尊重しながらできるようなことでできないかと検討を進めているところでございます。

事務局 実は区内にはもう既に民間の放課後児童健全育成事業者が2つ事業所を持っています。いわゆる児童福祉法と、それから区の条例に基づく最低基準というのはもちろんあるんですけども、その最低基準を補う、あるいは、質を確保するためのこういった方針が今まで世田谷区ではつくられてこなかったと。世田谷区では公設公営の形での新BOP学童クラブ事業をスタンダードとして進めてきましたが、課長からご説明いたしましたとおり、これからは民間の活力も活用して、大規模化している部分を何とかもう少し少人数でもできるような形をとっていく中で、学童クラブについても、世田谷区内で放課後児童健全育成事業をやっていただくための世田谷区で求めるものというのをこういった運営方針の中でお示ししていきたい。

区のほうでも、これから補助等といった形で誘導していくのもありますし、あるいは、先ほどお話ししたとおり既にやっているところもありますので、全部ひっくるめて、区の学童クラブも併せて、この運営方針に準拠して運営していただけるようにということで今検討を進めさせていただいているところでございます。

森田会長 この問題については区民版の子育て会議のところで議論されたんですよね。

委員 区民版ではなくて、「これからの放課後」という名前で、区民委員の方たちと有志という形で開催をさせていただきました。2回開催して、多いときは100人近くの参加がありました。またそれも御報告させていただきたいと思うんですけれども、私たちとしては、いつの間にか民間委託が2か所増えていたのも大変ショックでした。そういった検討もこういう場で行われているのかと思っていましたので、ぜひ今後はそういう進捗のことは教えていただけるとありがたいなと思っています。

また、意見書も出させていただいていますけれども、そういったことがこの場でも報告されるとありがたいと思います。意見書がなかったことようになってしまっていないかとすごく心配になっています。例えば、今回の案にもぜひ反映いただきたいと思います。今ざっと拝見したところ、「保護者との連携」というところはよく書かれているんですけれども、放課後については、学童以外のところで子どもの居場所がたくさんある中で、「地域との連携」というところはあまり書き込まれていないという実感があります。家と学童と学校だけの生活ではなく、地域全体でのまなざしとか見守りみたいなのところがどのくらい入るのかとか、ほかの委員もいろいろ言いたいことがあると思うんですけれども、意見を取り入れていただくにあたってのスケジュール感も心配なので、そういった点も教えていただけたらと思います。

事務局 ありがとうございます。1点、私の説明不足でしたが、今、区内で2か所、民間の放課後児童健全育成事業があると申し上げましたが、これについて区は委託とか補助はしておりません。放課後児童健全育成事業は、いわゆる社会福祉事業の中では第2種社会福祉事業であって、届出だけで事業者が運営することができますので、そういった意味で、今の2か所は自主的に区の補助等も使わずに運営しているという状況です。

そういったことも出てきていますので、区では最低基準だけでなく、学童クラブとしての世田谷区としての運営指針、こういったものをちゃんとお示ししながら、区の学童でも民間の学童でも、世田谷の質というものをちゃんと担保していきたい、そういったことで今、検討を進めさせていただいています。分かりづらくて、申し訳ございませんでした。

委員 放課後児童健全育成事業というのは、あくまでも子どもたちの居場所のうちの一つです。アンケートの中でも自由回答欄の保護者さんの意見を拝見すると、子どもたちにどんな豊かな放課後の居場所の見通しがあ

るのかということがありますが、その中に健全育成事業というものが事業として法に基づいてあるんだということと一緒にしてしまうことによって、かえって必ずしも放課後児童健全育成事業の中にニーズとして落とし込まなくてもいいのではないかという部分も入ってしまっているのではないかとか、逆に分かりにくくなっているのではないかというふうに感じました。先ほど他委員がお話くださった要望書の中では、世田谷の子どもたちがどういう放課後環境を持っていてほしいのか、それをどうやって世田谷区や区民が応援していったらいいのかというビジョンのところを共有していかないと、この健全育成事業だけの話では収まらないのではないかという点について意見しています。

細かいところで、「育みたい」という言葉が出てきていますが、「育みたい」というのはやはり大人の視点なので、子ども主体というところを言葉の一つ一つでも語っていただきたいなということと、今、親のニーズのところではいろいろとご説明いただきましたが、子どもたちがどういう放課後を過ごしたいかということがこの方針の中にどうやって紐づいていくのかというイメージがやはり分からなくて、もっと言うと、コロナによる影響もありますが、子どもたちがどういう放課後を過ごしたいかということが反映されていないような放課後がこれまでずっと続いてきてしまっているんです。

私たちは、子どもたちが小学校を卒業するときに、少し「子どもの声を聞く」という活動をやまして、そこで子どもたちの想像力というか、自分たちが何までできるのかというところを語る力を環境に奪われてきたんだなということを感じまして、やはりそのことを踏まえていかないと、ただアンケートをとって「欲しいですか?」「はい」「いいえ」ということだけでは、決して放課後を語ってはいけないのではないかとことをすごく思っています。細かいことはまた追って、書面で意見を述べさせていただきたいと思います。

森田会長

今、御発言があった委員の方々が話しになった要望書の中身というのは、希望をすればそれを見せていただくことは可能ですか。

事務局

それは可能です。検討委員会の中でも資料としてはおつけして、あわせてご検討いただいているところです。やはり放課後の過ごし方というのはかなり広くて、今回、法内の放課後児童健全育成事業というものの整備というのは区としての責務がありますので、そのところをしっかりとっていきたいということで今進めているところと、先ほども冒頭で申し上げましたけれども、子どもの居場所というのは大切に思っておりますので、そこをどう進めていくかというのは、例えば今度の子ども

も計画を作成する中で具体的に考えていくとか、そういったところで整理させていただければと思っているところでございます。

森田会長

それでは、今の要望書については事務局よりメール等で配信いただくということでよろしいでしょうか。

それとは別に、このところで共有しておきたいこと、あるいは今後の進め方についても御意見を頂戴できればと思いますが、いかがでしょうか。

委員

今回アンケートも細かく見させていただいて、やはり全体的に楽しいとか満足というのが大半だけれども、一方では、職員の暴言というか、よくない言葉遣いとか、そういった自由意見があったりします。一部にそういう質の悪いものが紛れ込んでいるということは非常に深刻というか、考えなければいけない問題だなと思いますので、量を増やすとか時間を増やすという話だけではなくて、質のことはぜひ御検討いただきたいと思いました。

森田会長

今のお話は、恐らくどこの子ども支援の場でも、子どもたちが日々出会っていることだろうと思いますので、きちんと子どもたちの話を聞いてもらえば、出てくる話だと思うんです。そして、それをきちんと大人、支援者に返すということをしなければならないと思いますので、よろしく願いいたします。

委員

保護者の方の自由回答欄で「自立」という言葉がよく出てきていまして、やはり自立に向かっていくということに対して、すごくポジティブに捉えられるタイミングにいらっしゃる方と、そう言われてしまうことがすごくプレッシャーになったり、突き放されている感じで受け止められてしまっているタイミングにいらっしゃる方と、色々な方がいるなどというところでは、私も自分の経験を思い出したんです。

第1子が小学1年生で最初に学童に入るときに、「自立とは鍵の管理が自分でできることです。」と言われたときに、すごく違和感をおぼえたんですが、そういうことを学童にもいろいろ意見していく中で、次に第2子が入るときには「自立というのはその子のタイミングで徐々にしていくものですよ、段階的にやっていけばいいんですよ」と全然違うアプローチを最初にしてくださって、一言、自立といっても、結局、アプローチによって全然受け止め方が違うし、自立という言葉を受け止められる心の準備というのも人それぞれ違うんだなということをこのアンケートで本当に切実に感じまして、そもそも自立というのは何なのでしょうということも、もう少し丁寧に、自立という言葉の使い方とか定義も掘り下げていきたいなと感じました。

委員

私は子どもの自立支援というのがここに出ているのが非常に違和感がありまして、アンケートを見させていただいても、「放課後に自分で過ごせることが自立なのか」というような疑問が保護者の方からも出ていますし、素案の表の中では、子どもの自立支援と言うと、本当は非常に幅広いものであってこんなにも簡単に言えるものではない用語ではないと思います。先ほどもお話があったとおり、「鍵を管理できる自立支援」というのは、福祉の立場からするとかなり違和感のある用語の使い方かなと思いましたので、この言葉の使い方、用語の整理というところはもう少し丁寧にさせていただきたいと思いました。

もう1点同じようなところで、こちらの素案の中で「ソーシャルワーク」という言葉が何回か使われているんですけども、12ページの辺りですか、「児童館との連携（ソーシャルワークの実践）」という書き方なんですけれども、これが何のソーシャルワークの実践を指しているのか私にはさっぱり理解ができなくて、ソーシャルワークも非常に幅広い言葉ですので、果たして放課後児童健全育成事業の職員の資質向上にどここの力量を求めているのか、どこが必要になってくるのかというのを、ソーシャルワークという一言でまとめてしまうのは少し乱暴かなと思いましたので、ぜひこのあたりについても議論を丁寧に進めていただきたいと思います。

森田会長

それでは、ほかにいかがですか。今、運営方針の素案についても御意見が出ていましたけれども、今回、この調査と、そして、それを踏まえた素案という形で示されておりますが、次回この問題について議論させていただきます。全文をその場で議論するということはできませんので、できれば次回の前に日にちを区切っていただいて、そこまでの意見については、具体的な方針のところに反映をできるような形、あるいはそれをまとめておいていただいて、会議のところで議論できるようにお願いをしたいと思います。よろしいでしょうか。そのような形で進めたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、最後の報告ですが、多胎児を育てる家庭への支援事業のさらなる拡充について、お願ひいたします。

報告（4）多胎児を育てる家庭への支援事業のさらなる拡充について

事務局

まず「1 主旨」としましては、令和3年4月から多胎児を育てる家庭への支援としまして、ヘルパー訪問事業と移動支援事業を実施しております。昨年12月に実施しました多胎児を育てる保護者へのアンケート結果から、やはり多胎児を育てる家庭がより困難な状況に置かれているということが見えましたので、事業の拡充をしたいということで、その

決定についての御報告をさせていただきます。

2 ページ目にヘルパー訪問事業の拡充内容を載せております。表にございますが、ヘルパー訪問事業につきましては、妊娠期から1歳未満を対象にこれまで実施してきましたが、一番上の対象世帯のところ、多胎妊婦及び3歳未満の多胎児を育てる家庭ということで、年齢要件を拡充しております。また、5段目のところに利用上限として、ヘルパー訪問の入る時間数のところ、これまで120時間であったところを1歳未満につきましては240時間、また、1歳、2歳の家庭につきましてもそれぞれこのような形で時間数を設定しております。

実施方法につきましては、利用者が直接事業者と連絡して利用日を予約するような形で考えております。ただ、健康づくり課保健師のアセスメントによって、お母さんのほうで支援の声を上げるのがなかなか難しいというふうに判断された方につきましては、ヘルパー訪問事業者と利用家庭との間をつなぐマッチング事業を委託しておりますので、そちらの仕組みを使うということを経営していきたくて考えております。また、申込みの開始につきましては令和4年8月からというふうに組み立てております。

さらに、3 ページ目に変更後のスキームがそれぞれ載せております。

続きまして、4 ページ目を御覧いただけますでしょうか。こちらに移動支援事業としまして、例えば乳児健診などの母子保健事業や、地域で行われている多胎児家庭の交流会など、母子保健に関する事業などに御参加いただいた場合に、そちらに参加されるときに利用したタクシー料金を助成するという取組を行っております。こちらにつきましても、今、お子様の年齢を1歳未満という形で実施しておりますが、表の一番上、対象世帯になりますが、3歳未満の多胎児を育てる家庭という形で年齢要件を拡充しております。こちらにつきましては、申込み開始が令和4年8月からということで、本年4月以降に年齢要件までに御利用のものの領収書を取っておいていただいて、そちらで申請をいただく、タクシー料金を振り込みで助成するような形を考えております。

5 ページ目に実施に向けた取組みという形で載せておりますヘルパー訪問事業につきましては、対象世帯が増えるような形になりますので、登録の事業者数の確保に今後も努めてまいります。また、御家庭に入る訪問ヘルパーさんにつきましては、質の維持向上ということで、子ども家庭課で現在も集合研修を実施していますが、こちらについても引き続き実施をして質の向上を図っていきたくて考えております。

事務局

それでは続きまして、「3 多胎妊婦健診」の拡充について御説明をい

たします。資料を御覧ください。

「(1)現状の取組みと課題」でございます。妊婦健診につきましては、現在、妊娠届の際に、単胎妊娠、また双子以上の多胎妊娠かの区別なく、14回分の健診費用を助成しております。しかし、多胎妊娠につきましては、単胎妊娠の場合よりも多くの健診が必要なこともございまして、今回拡充するものでございます。

次に「(2)拡充内容」でございます。健康診査の受診日に、区内に住民登録がある多胎妊婦が現行の14回分を超えて受けた妊婦健診につきまして、最大5回まで上乘せして助成をいたします。対象となる健診は、遡りまして、令和4月1日以降の妊娠健診で、現在実施しております14回分の妊婦健診の上限額と同じ金額5070円まで、5回まで上乘せいたします。申請方法は同じく領収書を取っておいていただいて、還付申請による償還払いを予定しております。

概算経費でございますが、御覧いただければと思います。国の補助、都の補助が出る予定でございます。

次の「4 周知方法」と、「5 今後のスケジュール」につきましては、さきにご説明いたしましたヘルパー訪問事業と移動支援事業と、こちらの妊婦健診の共通の周知方法とスケジュールでございます。周知ですが、8月の事業開始に当たりまして、各事業の対象家庭を区のほうで把握しておりますので、対象家庭全件に案内通知を発送いたします。また、記載のとおり、子育て応援アプリ等も活用して、広く区民への周知を行ってまいります。

最後に、スケジュールについては御覧のとおりでございまして、7月に周知、対象家庭への通知発送、また、8月から各事業を実施の予定でございます。

森田会長
委員

このことについての御質問や御意見は何かありますか。

1点だけ、ヘルパー訪問事業の拡大のところで確認なんですけれども、あまり説明がなかったと思ったんですが、申請先を保健福祉センター健康づくり課から、今回、子ども・若者部子ども家庭課に移したというのはどういった理由でしょうか、簡便性を考えてのことでしょうか。

事務局

これまで健康づくり課のほうで申請の受付等を行ってきたんですが、このたび対象年齢を増やすということで世帯数が増えるところと、今年度4月から申込みのほうを電子申請での受付としておりますので、その点からも、最終的に審査を行う子ども家庭課のほうに集約いたしました。

委員

そうすると、保健師さんには後日連絡が行く、情報提供ということで

すけれども、その辺のタイムラグ的なものは、現場の保健師さんとしても、自分たちに直接連絡が来て「今大変なんだな」ということがキャッチできるよりは、そんなにすぐにキャッチしなくても後で情報として分かれば大丈夫というふうに考えているということによろしいでしょうか。

事務局

世田谷区の場合、妊娠期面接でありますとか、赤ちゃん訪問で世帯の状況というのは継続して健康づくり課で把握しております。ですので、当然、申請を受け付けてから、子ども家庭課から健康づくり課に情報はすぐお渡しするような形になりますが、健康づくり課のほうでも、実際にはどういった御家庭があってというようなところについては、フォローしている御家庭もございますので、把握しているところでございます。

委員

今回のことでいろいろ変更になったところが、事業として関わらせている私たちも今日この文章で今知ったという感じだったので、大変驚いています。

冒頭でも訪問のことをすごく大事に思っているというお話をしたんですが、実態は訪問してくれる人の確保というのが各事業者さん、すごく苦労されているところで、マッチングが大変というのがあります。御自身でできるようにということもそうなんですけれども、そもそも訪問の人材というのをどうやって育てていくか、区内の中にもっとそういう事業者さんとか団体が増えていったらいいなと思っていて、そういうところも区と一緒に養成の研修を行って、組織化して、事業を受託できるような人たちを育てるみたいな根本的なところもぜひ一緒に取り組めたらと思っているんですけれども、横浜市では市民の人たちを養成するような取組をやっていきますし、世田谷区でもそろそろそういった取組をやってみてもいいのではないかとこのようにも思っています。

訪問には多様さがあるので、産後のヘルパーもあるでしょうし、無償のボランティアが声を聞くようなものとか、本当に多様にありますので、そこは一概には言えないんですけれども、今、本当に困っているところに関しては、区全体で地域も含めて一緒に取り組むということができたらいいなというふうにとっても感じています。

森田会長

先ほど来、ずっと議論が続いておりますけれども、多胎児というのはやはり1人のときとはまた違って、すごく大きな課題を抱える家族になるわけなので、その家族が保健センターなどでキャッチされたところで、そのキャッチした内容をどういうふうな福祉サービスや地域の保育

の機関と連携ができるか。よく特定妊婦という言い方もありますけれども、課題をたくさん抱えていらっしゃる家庭がきちんと福祉サービスとできるだけ早くつながることができること、そのつながりの回路のご質問だったと思います。

よく貧困を、例えば水道料等の日常生活の中での情報からキャッチしていくということが言われているように、やはり子育ての困難というもの、なかなかつながりにくい人たちが出してくれたどのような情報によっていち早く支援につなぐことができるのか、やはり福祉というサービスを必要な方に、必要なときに届けるということがすごく大事なことで、どのように連携できるかがすごく大きな私たちの課題だと思うので、ぜひこういった多胎児についての情報、恐らく健康づくり課の方が情報としては一番早く手に入るわけですから、そこから福祉にどうつながるか、そして、具体的には、地域とか、そういった人たちがより早く、そして、より長く継続した支援につなぐことができるか、そのための人材とか地域づくりをどうしていくのか。そういった幅広い課題が絡んでいると考えますので、この施策を丁寧に考えていただきたいということをお願いしたいと思います。

本日の議事はこれでやっと終わりましたので、進行を事務局にお返ししたいと思います。お願いいたします。

嶋津課長

森田会長、議事進行ありがとうございました。

それでは、次第3、資料配布ですが、昨年度、委員の皆様よりいただいた御意見を踏まえまして全面改正を行った子ども条例のパンフレットが完成いたしましたので、委員の皆様へ配付させていただいております。後ほどお目通しいただければと思います。なお、こちらは今年4月から5月にかけて区立小学校1年生の保護者、4年生の児童、区立中学校1年生の生徒、その他、児童館などの子ども・子育て関連施設のほうに配付してございます。

改めまして、委員の皆様には、本日、大変貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。

最後に、事務局から2点ほど事務連絡をさせていただきたいと思えます。1点目でございます。本日の議事録につきましては、整い次第、また皆様にメールでお送りさせていただきます。お送りします議事録につきましては、御自身の御発言部分を御確認いただきまして、修正がございましたら事務局まで御連絡いただきたいと思います。その後、区のホームページで、本日の資料と共に議事録を公開させていただきたいと考えております。

2点目です。次回の子ども・子育て会議の日程についてでございます。第2回の会議につきましては、あらかじめの委員の皆様には御連絡しておりますが、本日の次第の一番下に記載してありますとおり、7月22日金曜日午前9時半から11時半ということで、場所はこちらの区議会大会議室での開催を予定しております。また時期が近づきましたら、改めて御案内をさせていただきたいと思っております。

ここで、委員から区民版の紹介をしたいということなのでお願いします。

委員

6月28日に6時半から9時までで、区民版子ども・子育て会議を開催したいと思っています。場所は、三軒茶屋のしゃれなあとホールを取っていただきました。チラシが間に合わなくて恐縮なんですけれども、また御案内しますので、予定を空けられる方はぜひ御参集いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

嶋津課長

皆様、よろしくお願いいたします。

このほか委員の皆様から御連絡事項とか特になければ、以上をもちまして第1回世田谷区子ども・子育て会議を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。